

(事例 6 1) 52 歳男性、製造業、狭心症のための出勤時間への配慮時間

類型	症候	疾患
1, 2, 5	6. 狭心症の管理 (自覚症状なし)	4. 狭心症

きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 52 歳、男性、既往歴：脂質異常症</p> <p>2) 業種、作業内容 自動車部品製造業、生産工程進捗管理業務、常日勤</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など 狭心症</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 一日清算型フレックスタイム制の適用により、朝の通勤時間を遅らせる措置を講じた</p>		
<p>4. 事例の詳細 (背景、経緯、特に考慮した事情など) 40 歳代に狭心症を発症し、その後治療を継続されていた。 「起床後 2 時間の車運転は狭心症発作のおそれがあり差し控えることが望ましい」 との主治医診断書の提出を受け、通勤時間のスライドを検討したケース。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的 (複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため ② 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など) ⑤ 健康上の理由や能力的な適性から業務を制限する場合</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい 【その後の経過】事業所の状況変化・業務内容の変更に伴い、通勤時間のスライドを徐々に通常の就業時間へ近づけることを職場側から打診された。本人同意のもと産業医から主治医へ情報提供を行い、疾病管理上可能かどうかを確認したところ、了承が得られたので徐々に近づけていった。</p>		